

「安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例」の骨子 (案) について

太陽光発電設備は、防災上及び自然環境等に及ぼす影響が大きく、全国的にも設置業者と地域住民とのトラブルが増加している。太陽光発電事業と地域との共生、良好な自然環境や景観などの保全、市民の生命と財産の保護のために、条例を新たに制定する。

安曇野市の太陽光発電設備設置に関する現状

太陽光発電設備設置に関して安曇野市の適正な土地利用に関する条例に規定

拠点市外区域と準拠点市外区域

→1,000㎡以下であれば承認手続。1,000㎡を超える場合は特定開発の認定手続。

田園居住区域と田園環境区域

→200㎡以下は承認手続。200㎡を超えると特定開発事業の認定手続。

山麓保養区域と森林環境区域

→基本的には太陽光発電施設の立地はできない。

※その他

太陽光発電施設の承認にあたっての勘案事項あり

条例のポイント

◆条例の対象

「野立て」による太陽光発電設備で、次のいずれかに該当するもの

- ① 発電出力10kW以上
- ② 事業区域の面積1,000㎡超
- ③ 事業区域の土地の高低差13m超

※建物の屋根・屋上に載せるものは対象外

※営農型太陽光発電施設は、上記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となります。

◆条例の特徴

- ① 太陽光発電設備の設置を禁止する「禁止区域」と、一定の手続きにより設置を認める「抑制区域」を設定。
- ② 対象となる太陽光発電設備を設置するには、地域住民の同意と安曇野市長の許可が必要。
- ③ 条例に違反した場合は、市による許可の取り消し、改善命令、立入調査、勧告、一時停止命令などができるほか、罰則規定も設定。

◆地域住民の範囲

太陽光発電設備の設置者に対し、施設の近隣にお住まいの地域住民の皆さんに前もって事業計画を説明し、同意をいただくことを義務づけ。対象となる地域住民の範囲は次のとおり。

- ① 事業区域の隣地に土地・建物を所有する者、居住者
- ② 設備を設置する土地に属する区の居住者又は事業により影響を受ける者 など

禁止区域

- ① 砂防指定地（砂防施設の設置が必要な土地、治水上砂防のために一定の行為が禁止・制限された土地）
- ② 文化財として指定・登録された建造物、史跡、名勝、天然記念物の区域
- ③ 保安林（水源の養成、災害の防備、生活環境の保全・形成などのために指定された森林）
- ④ 第1種農地（良好な営農条件を備えている農地として農地法に定められた農地）
※営農型太陽光発電設備の設置事業は除く。
- ⑤ 地すべり防止区域（地すべりしている、またはそのおそれがあるとして指定された区域）
- ⑥ 急傾斜地崩壊危険区域（崩壊すれば相当の人的被害が生じるおそれがある区域、またはその隣接区域）
- ⑦ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の身体・生命に著しい危険が生じるおそれがある区域（通称レッドゾーン））
- ⑧ 地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域
- ⑨ 安曇野市の適正な土地利用に関する条例で定められた山麓保養区域及び森林環境区域 など

抑制区域

- ① 洪水浸水想定区域（河川が雨により氾濫した場合、浸水する可能性が高い区域）
- ② 埋蔵文化財包蔵地として周知されている区域
- ③ 禁止区域として定めた文化財区域から30m以内の区域
- ④ 長野県の地域森林計画で森林整備・保全の対象になっている森林（禁止区域とした保安林を除く）
- ⑤ 農地法に規定する農用地区域（いわゆる農業振興地域）
- ⑥ 国立公園の区域
- ⑦ 地すべり防止区域に準ずるとして長野県が定めた区域
- ⑧ 急傾斜地崩壊危険区域に準ずるとして長野県が定めた区域
- ⑨ 土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）と、それに準ずるとして長野県が定めた区域
- ⑩ 鳥獣保護法で定められた鳥獣保護区（狩猟禁止）と特別保護地区（一定の行為には許可が必要）
- ⑪ 水道水源保全地区（水道水源を保全するために長野県が指定した区域）
- ⑫ 安曇野市景観条例で指定する景観重要建造物及び景観重要樹木から30m以内の区域
- ⑬ 景観づくり住民協定の区域
- ⑭ 安曇野市屋外広告物条例で定められた第1種規制区域
- ⑮ 安曇野市内の公園から30m以内の区域 など

他条例との調整

「安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例」の制定に伴う重複を防ぐため、都市建設部所管の「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」及び「安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則」の改正も併せて実施する予定

太陽光発電設備の設置の主な流れ

市に対して事業計画書提出



関係法令等について協議



地元に対して事業の説明



期間を定めて地元からの意見聴取・その意見への回答等を行い、その内容を文書にして市への報告



地元の同意の取得・協定の締結



市に対して設備設置事業の許可申請



国に対してFIT事業計画認定の申請



市に対して着手届提出



工事完了検査